

○厚生労働省告示第六十七号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である株式会社日本医学臨床検査研究所及び株式会社日本食品エコロジ―研究所について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、その住所又は試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

一 登録番号 一七一

ア 住所

変更前 京都府久世郡久御山町大字大橋辺小字大橋辺一六番地一〇

変更後 京都府久世郡久御山町大橋辺一六番地一〇

イ 変更の日 平成二十一年三月二十八日

二 登録番号 一七四

ア 住所

変更前 兵庫県神戸市東灘区住吉南町一丁目十二番十二号

変更後 兵庫県神戸市中央区小野浜町一番九号

イ 試験検査を行う事業所の所在地

変更前 兵庫県神戸市東灘区住吉南町一丁目十二番十二号

変更後 兵庫県神戸市中央区小野浜町一番九号

ウ 変更の日 平成二十四年一月二十九日